

第 36 回財務省・NGO 定期協議質問書

議題 1. プノンペン～ホーチミン市国道改修事業カンボジア国内区間 (ADB Loan 1659-CAM) に関する 移転住民からアジア開発銀行 (ADB) に対する異議申し立てについて

提案者：土井利幸（特定非営利活動法人メコン・ウォッチ職員）

背景：

1998 年 12 月に ADB 理事会がアジア開発基金 (ADF) からの融資を決めた本事業では、2000 年の住民移転時において、ADB が非自発的住民移転政策で定めた土地や家屋への再取得価格による補償が実施されないなど、移転住民の経済・社会・生活環境が移転前と比して悪化する事態を招いた。

2004 年から 2005 年にかけて、ADB の資金 (TA 6091-REG) で実施された移転監査の結果、ADB は上記の問題点を認めた上で、補償未払い分の支払いや個別苦情受付などの解決策の実施でカンボジア政府と合意に達し、多くの移転住民はあらためて補償を受けることができた。しかしながら、住民の実態を熟知する現地 NGO は、ADB が提示した解決策に対して、土地所有権の未供与や補償支払いの遅延の問題が考慮されていない点を指摘した。これらの点については、2005 年 6 月 27 日の第 29 回財務省・NGO 定期協議でも取り上げられたが、結局 ADB は NGO 側の提案を聞き入れなかった。

こうした中、2007 年 7 月に本事業の移転住民 63 名が ADB の Special Project Facilitator (SPF) に対して異議を申し立てた。SPF は 9 月 1 日に現地を訪問して住民リーダーから事情を聴取し、9 月 19 日に申し立てを適格と判断した。今後 SPF による本格的な調査が実施される見込みだが、住民の訴える主な問題点は、1) 借金、2) 生計手段の喪失、3) 土地所有権の未供与である。これらの住民の多くはすでに未支払い分の補償を受け取っており、今回の異議申し立ては 2005 年に NGO が指摘した監査の不十分点が具体的な形で顕在化したとも考えられる。

住民移転からすでに七年の歳月がたち、現地では借金のためにせっかく補償で受け取った土地を売却する住民も出はじめ、地域社会の崩壊すら懸念されている。ADB による対応も SPF という最終段階に至る中で、今後の SPF の調査結果をただ待つのではなく、開発プロジェクトが移転住民の経済・社会・生活環境の悪化を招かないためにはどうした政策や移転計画の実施方法が求められるのかを念頭におきつつ、本事業が引き起こした問題点の解決のための財務省の見解・取り組みについて協議したいと考える。

今回の異議申し立ての根拠となっている 1) 借金、2) 生計手段の喪失、3) 土地所有権の未供与についての要点は以下の通りである。

- 1) 借金 2000 年の移転時に土地と家屋への補償が不十分であったため、住民は他人の土地や生活条件の悪い土地での仮住まいを余儀なくされ、2006 年（世帯によっては 2003 年）に土地への補償を受けるまで移転を繰り返し、そのたびに移転・移築費用がかさんだ。もとより生計手段が打撃を受け現金収入が減っている上に、貧困世帯で担保物件も所有しないため、月 10% 以上の高利を要求する金融業者などから借金せざるを得なくなった。

- 2) 生計手段の喪失 異議申し立て住民の多くは小規模小売店主であり、不十分な補償では店舗の再建や事業の変更が不可能だった。2006 年に支払われた補償金は借金の返済に充てられることも多く、現時点でも生計回復のための資金が不足している。また、移転後の居住地は国道沿いではないため移転前ほど顧客が望めない。
- 3) 土地所有権の未供与 一部の住民は土地補償の受け取りに際しコミュニン（集合村）リーダーが立ち会った旨を証言した書類を所持しているが、これは正式に土地所有権を証明する文書ではなく、金融機関からの融資の担保にもなりえない。土地所有権の無料供与については、ADB 理事会が本事業の融資決定の根拠とした文書（RRP）に明記されている（下記（参考）を参照）。

（質問）異議申し立て住民が解決を要望する借金・生計手段の喪失・土地所有権の未供与は本事業が実施される過程で発生し、ADB の政策不遵守が原因ともなっている問題であることから、SPF が個々の問題の実態をきちんと把握し、解決策を明確にすべきものとするが、この点に関する財務省の見解はどうか。

（参考）” Illegal PAPs [project affected people] will be provided with land certificates by the district authorities at no cost” (Report and Recommendation of the President, Appendix 13 para. 22).

なお、移転監査を経ても依然として補償金の未払いなどで個々に不服を申し立てている移転住民が今回の異議申し立て住民とは別に二グループ存在する。このうち 177 世帯のグループについては、現地 NGO が SPF による調査を要請しており、93 世帯のグループについては現地 NGO とカンボジア政府との間で交渉がもたれている。この点については、今回の異議申し立て以外に未解決の問題がないわけではないこととして、財務省に情報提供しておきたい。

議題 2. カンボジア住民移転政令の策定プロセスについて～プロジェクト：ADB・住民移転に関する法的枠組みと組織能力向上¹

提案者：福田健治（特定非営利活動法人メコン・ウォッチ 事務局長）

背景：

カンボジア政府は、アジア開発銀行の上記技術支援を受け、現在住民移転に関する政令²を制定中である。2004 年 12 月の TA 承認以降大きな動きはなかったが、2007 年 5 月になって突然政令案が発表され、カンボジアで土地権や住民移転問題に取り組む NGO は、制定プロセスや政令案の内容に対して強い懸念を表明している。具体的な問題点については、添付の資料をご覧ください。

本協議会では特に、市民社会や影響を受けるコミュニティとの協議のあり方について議論したい。TA 報告書では、新政令を過去の開発事業の教訓を取り入れたものとし、政令の原則について幅広い関係者

¹ ADB, Technical Assistance to the Kingdom of Cambodia for Enhancing the Resettlement Legal Framework and Institutional Capacity, TAR: CAM 37535, December 2004.

² 6 月に発表された第 1 ドラフトの名称は、Subdecree on Addressing the Socio-Economic Impacts caused by Development Projects となっている。

との合意を得るために、必要な協議プロセスを経るものとされていた³。カンボジア政府・ADBは当初、第1ドラフトへのコメントを6月11日に締め切り、7月4日に第2ドラフトを発表、3週間のパブリックコメント期間を経て、最終案を策定するというスケジュールを提案していた。しかし7月4日には第2ドラフトは公表されず、これは10月15日現在いまだに発表されていない。一方、カンボジアのNGOは、(1)本政令は移転住民の権利を規定する重大な政令であること、(2)一方で政令案は膨大であり、これを理解しコメントするためには相当の時間を要すること、(3)NGOだけでなく、実際の影響を受けるコミュニティとの協議が行われるべきであること、を理由としてパブリックコメント期間の延長を求めてきたが、ADBは「本TAは法律制定ではなく政令制定への支援に過ぎず、コミュニティとの協議は必要でない」⁴、「2008年1月制定に間に合うよう政府に提出する必要がある」⁵との理由でこれらの要求を拒否している。

環境や社会に大きな影響を与える開発事業への資金源が多様化する中、高いセーフガード基準を持たない機関からの援助や国内資金による事業にも一様に適用される政令が制定されることで、移転を余儀なくされる住民の権利向上が期待される。また、援助協調や被援助国のオーナーシップの強調といった流れの中、ADBは現在提案されているセーフガード政策改定の中で、国別セーフガードシステム(CSS)の導入を提案している。ADBによる各国のセーフガード政策改善への支援の重要性は、一層高まっている。しかし同時に、この種の政策的支援が実際に人々の権利を十分に保護する結果に結びつくためには、その制定過程における十分なアカウンタビリティと協議が必要である。本TAにおけるADBの対応は、今後の各国のセーフガード政策形成支援へのADBの関与のあり方を考える上で、貴重な先例になるものと思われる。

論点：

1. 本TAが2004年12月に承認されたにも関わらず、第1ドラフトが公表されたのは2007年5月であった。この間の経緯を明らかにされたい。
2. 現在NGOはADBに対して、影響を受けるコミュニティとの協議プロセスを提案し、最低限3ヶ月間のパブリックコメント期間の延長を求めているが、ADBはこれを拒否している。この理由は何か。
3. 本政令のように、開発事業における影響住民の権利・地位に重大な影響を与える政策形成においては、十分な協議の機会が設けられるべきであり、ADBは最低3ヶ月以上の期間をパブリックコメントと協議のために確保するようカンボジア政府を説得すべきだと考えるが、日本政府の見解をお伺いしたい。

添付資料：

- ・ URGENT ACTION APPEAL: Asian Development Bank and Cambodian Government Poised to Legitimize Forced Evictions and Strip Away Due Process Rights.

³ TA Report, supra n1, paras.8, 9, Appendix 1.

⁴ ADB カンボジア事務所代表から NGO Forum on Cambodia および Housing Rights Task Force に対する2007年7月30日付けレター。

⁵ ADB 東南アジア局インフラストラクチャー課課長から Centre on Housing Rights and Evictions への2007年10月8日付けE-mail。

議題3. 西セティ水力発電事業（ネパール）における ADB の対応について

提案者：「環境・持続社会」研究センター（JACSES）田辺有輝

背景：

現在、ネパール西部のセティ川に 750MW のダムを建設し、インド北部に送電することを目的として西セティ水力発電事業が計画されている。この事業は、ネパールにとっては初の大規模電力輸出案件で、ADB では民間事業者に対する民間セクター融資・政治リスク保証・株式出資及びネパール政府に対する融資・技術支援が検討されている。すでに環境アセスメント（EIA）報告書は公開されており、本年 12 月下旬の理事会協議が予定されている。

しかし、本事業に対しては、以下の問題点がある。

- A. ダム建設によりセティ川の水量は大きく変化し、漁業等への甚大な影響が生じる恐れがあるが、EIA において漁業の実態と影響を調査しているエリアは、ダムから発電施設放水口の 19km と、放流口からわずか下流 6km の調整区域のみである。
- B. セティ川はタライ平原の手前でカルナリ川と合流するが、EIA では、合流後のチソパニでもダム建設により流量変化が生じると推定されている。このチソパニにはロイヤル・バルディア国立公園があり、野生のサイ、象、トラ、ヌマ鹿、ガビアル、ヌマワニ、ガンジス川イルカなどが生息している。しかし、このロイヤル・バルディア国立公園は、EIA の調査対象範囲に含まれていない。
- C. プロジェクト全体で 1579 世帯（12,914 人）の住民移転が予定されており、うち 1,190 世帯はダム水没地の山岳地帯からネパール南西平野部のタライ平原へ移転することになっている（移転規模はネパールの水力発電事業で過去最大）。水没地住民は田畑からの農産物や家畜の他、森林の副産物や魚の捕獲などで生活しているが、水没地と再定住地の気候、植生は大きく異なり、タライ平原には共有できる十分な森林もなく、川から離れることで魚の捕獲も制約されるため、住民は再定住後の生計に大きなリスクを負うことになる。
- D. ADB 事務局は、9 割以上の住民はプロジェクトに賛成していると主張しているが、JACSES が実際に現地に訪問し、住民へ聞き取りを行なったところ、懸念や反対意見が数多く表明された。また、住民からは適切なコンサルテーションが行なわれていない、情報公開が不十分であると指摘された。さらに、7 月 15 日には、地元団体である「West Seti Concerned Committee」から ADB 黒田総裁宛に事業の再検討を求める要請書が提出された。

質問：

- 1. 上記の環境社会配慮上の問題点について、ADB 及び財務省の見解を伺いたい。
- 2. 現在、ネパールはマオイストと主要 7 政党が対立する不安定な政治状況が継続しており、その対立の主要な原因として経済格差・貧困があると考えられる。西セティ水力発電事業は、ネパールの政治安定化、貧困削減にどのように寄与するのか不明確である。公的金融機関である ADB が民間事業者が行なう西セティ水力発電事業に融資、保証、出資を行なう意義を財務省はどのように捉えているのか？

議題4. ラファージュ・スルマ・セメント事業（インド）における IFC と ADB の対応について

提案者：市民外交センター、木村真希子

背景：

Lafarge 社のインド・メガラヤ州における石灰岩採掘および輸出用ベルトコンベアー建設 (Lafarge Surma Cement Project) に際して、以下の問題が指摘されている。

1. 土地の不正譲渡：ベルト・コンベアー建設地の住人が、土地の売買・賃貸借契約が正当な所有者との間に交わされず、そのため正当な持ち主が補償金を受け取っていないと主張。ガウハティ高等裁判所に提訴。

2. Lafarge 社の取得した土地が、海外金融機関との融資契約にあたり、抵当に入れられる。関係省庁は許可したが、以下の問題が指摘されている。

a) これは、土地の先住民族（トライブ）以外への譲渡を禁じた Meghalaya Transfer of Land Regulation Act 1971 に抵触する。関係当局のメガラヤ州政府、カシ丘陵県自治評議会および Lafarge 社がガウハティ高等裁判所に提訴される。

b) 関係当局が住民から LMMPL への譲渡、さらには LUMPL を通じて海外投資家への抵当を許可する前に、抵当に関する契約書が Lafarge Surma Cement と ADB、IFC の間で交わされ、資金が拠出される。

3. 森林・環境省の許可手続きに関する不備の問題

Forest Conservation Act, 1980 によれば、すべての森林地を非森林目的に転用する際、中央政府の許可が必要である。しかし、石灰岩採掘地およびベルト・コンベアー建設地が密林地区であるにもかかわらず、Lafarge 社はメガラヤ州森林・環境局の役人を懐柔し、森林地にあたらないという証明書を書かせた。また、Environmental Resources Management (ERM) 社が行った EIA においても「岩石の多い、ほぼ荒廃地である」と記述させた。

2006 年 5 月、中央政府森林・環境局の役人が採掘現場を視察。状況を中央政府に報告し、同時に ERM 社を虚偽の報告を記述したとのことでブラック・リストに掲載するよう勧告した⁶。2007 年 4 月、中央政府環境・森林省より、ラファージュ社に対して一時操業停止命令が出される。

質問：

1. 土地の抵当に関しては、ADB および IFC は契約書を交わした当事者であり、関係当局の許可がないままに先住民族の土地に関して抵当に関する契約を交わした責任は重大である。

この事実を ADB および IFC は積極的に認め、かつ Lafarge 社に対して契約書を公開するように勧告する義務があると考えるが、ADB および IFC の見解を伺いたい。また、IFC、ADB の対応について財務省の見解を伺いたい。

2. 上記の件は先住民族の土地権の侵害につながりかねない深刻な違反である。先住民族政策を掲げる国際金融機関としての IFC と ADB の責任をどう考えているのか伺いたい。また、こうしたことが再び起

⁶ Document No. 3-3/95/RO-NE/110. Submitted by Mr B. N. Jha, Chief Conservator of Forests, Ministry of Environment of Forests, Government of India.

きないため、どのような対策が必要であると考えているのか伺いたい。また、IFC、ADB の対応について財務省の見解を伺いたい。

3. 今回、インド政府環境・森林省の高官により、ERM 社が IFC に提出した EIA 報告書において森林地を荒廃地 (wasteland) と偽るなど、虚偽の記載を行った疑いが指摘された。なぜこうした虚偽の EIA が気づかれずにそのまま受理 IFC にされたのか、IFC の見解を伺いたい。また、EIA の実施を監督すべき立場にある IFC・ADB (として、EIA における虚偽の記載を見過ごした責任をどのように考えているのか。

特に、ADB に提出された Rapid EIA においては「森林地である」という記載がなされており、IFC に提出された EIA と矛盾が見られる。なぜこうした明らかな矛盾が見過ごされたのか。IFC、ADB の見解を伺いたい。また、IFC、ADB の対応について財務省の見解を伺いたい。

4. IFC および ADB はプライベート・セクターの情報公開に関し、今回のように重要な社会的影響の生ずる問題において非常に消極的である。今回の件が地元に与えた影響を考慮すれば、情報公開政策を変更し、プライベート・セクターにおいても契約書の公開を適用するべきではないかと思うが、財務省の見解を伺いたい。

議題 5. 対サハラ以南アフリカ向け円借款の教訓と今後の政策について

提案者：特定非営利活動法人 TICAD 市民社会フォーラム 船田クラークンさん

(1) 債務削減にかかわる過去の円借款の総括と教訓について

日本政府は、近年サハラ以南アフリカ (以後アフリカという) を中心とした対最貧国債権放棄を進めている。他方でアフリカへの円借款 (アフリカ開発銀行との協調融資) の新規コミットメントが昨年度末に始まり、さらに進展中であると承知している。

対アフリカ円借款の新規供与にあたっては、過去の円借款の負の経験からの教訓が生かされなければならない。円借款が生産的に投資・運用されなかったために、日本・受益国国民双方の利益が損なわれたからである。日本は多くのアフリカ諸国に対して、60-70 年代にはインフラ投資、80 年代以降は世銀との協調融資のために円借款を供与した経験がある。それらの融資のうち完済されたのはごく一部であり、多くは債権放棄を含む何らかの救済措置を行わざるを得なかったと承知している。

しかし、われわれが知る限り、こうした事態がなぜ引き起こされたのかについての包括的な評価報告書は公表されていない。今後の円借款が効率的・生産的に投資、運営され、アフリカ民衆に利益をもたらし、また予定通り返済されるには、過去の教訓を知ることは不可欠なはずである。

この点について、要望と質問は次の通り。

質問 1. 包括的な評価は公表されておらず、実施もされていないと推測される。巨額の公的債権が放棄されているのに、評価が不在あるいは公表されていない理由は何か。

かつて何らかの債務救済が行われたすべての国において、過去に供与された円借款の中立的な評価を行うことを求める。新規の円借款供与はこの評価が前提とされるべきである。日本とアフリカの政府・執行機関は過去の借款活用の当事者であるため、評価は日本と受益国市民組織を中心とした独立のもので

あるべきである。また評価結果は日本と受益国両国民に公表（国会を含む）し、意見を求めるべきである。

（２）円借款再開に際して、考慮すべき点

今後なされるべき評価と、新しい円借款供与にあたっては、次の２点が考慮されるべきだと信じる。これら２点は、限定された範囲ではあるが、アフリカの市民組織との協議から生まれた留意点であり、アフリカ政府のガバナンスと制度的能力を考慮したものである。

- ＊ 生産者（貧困な農民やインフォーマルセクターを含む）に資金ないしは便益が直接にいきわたる方法（マイクロクレジット、小規模インフラとの連携）を採用する。
- ＊ いずれの案件でも効率的運営とモニタリングを、現地市民・住民組織と連携して実施する。

質問２．上記提案について、財務省の見解を伺いたい。

（３）近年決定された対サブサハラ向けの各円借款案件について

外務省および JBIC の HP によれば、「バマコダカール間南回廊道路改良・交通促進事業（EPSA for Africa）」がアフリカ開発銀行との協調融資第一号として、本年３月に調印されている。

質問３．このほかに現在調印が予定されている案件はなにか。

質問４．上記セネガル案件について、以下の諸点を質問する。

- a. セネガルにおける過去の円借款案件の一覧と、借款返済の推移および債権放棄にいたった原因および今後の教訓
- b. 上記の教訓がどのように上記案件に反映されているか、また今回の借款返済が確実と判断した根拠
- c. 貧困削減に有益と考えた根拠
- d. 地域住民や NGO との事前協議の有無

議題６．サハリンⅡ石油・ガス開発事業の環境・社会影響と JBIC の融資について

提案者：国際環境 NGO FoE Japan 神崎尚美

（背景）

９月、サハリンⅡの最大株主となったガスプロムがサハリンⅡプロジェクトについて、国際協力銀行から融資を受ける方向で交渉を再開したとの報道⁷がなされた。また国際協力銀行は、１０月１１日、１２日に札幌と東京において「サハリンⅡフェーズ２に係る環境関連フォーラム」を開催し、この場で融資審査の最終段階にあることを明らかにした。また、ガスプロムに株式が委譲された以降も、国際基準に沿って環境・社会配慮を行うことを確認したとのことであった。

（質問）

⁷ 2007 年 9 月 6 日日本経済新聞

1. 財務省も 11、12 日のフォーラムに参加されているが、先のフォーラムでは各イシューについて、参加者との議論が十分にできていたと考えるか。
2. フォーラム中、アニワ湾への土砂投棄について、SEIC は「近い将来には再浚渫と投棄はないが、必要になった場合は再度影響評価を行う」と回答があった。同プロジェクトにおいては JBIC のガイドラインの要件でもある「プロジェクトのライフサイクルに渡る」アセスメントを行うことを求める必要があると考えるが、財務省のご意見をお聞きしたい。
3. フォーラム中、現地 NGO サハリン環境ウォッチの代表、リシツィン氏が来日し、さまざまな環境問題の現状を伝えた。また、フォーラム直後には、埋設済みのパイプラインが地すべりによって露出した写真(10 月 13 日付)が現地より届いている。一方で、JBIC からは、地滑りや侵食の被害については対策が採られていること、また対策が採られていない部分に関しては鋭意改善の努力をしていることの報告があった。しかし、800km 全体のどの程度現在地滑りや侵食の被害があり、そのうちのどの程度が効果的な対策をとられているのかは不明である。このようにあらたな地滑りや侵食が起きている状況を見ると、生産開始前（特に雪解け時期にあたる春）に、パイプライン全ルートを通じて地滑りや侵食の調査及びパイプライン破損の危険性の調査を行い、根本的な対策を取ることが、将来的なパイプライン事故を回避する最善策だと考えるが、財務省としてはどのようにお考えか。
4. 本プロジェクトのひとつの懸念として、野生生物の生息への影響がある。2004 年 10 月から開催されてきた「サハリン II 環境関連フォーラム」を含め、幾度にもわたって日本の野生生物専門家が指摘してきたことは、ベースラインデータの不足、調査方法や時期、範囲の不適切さであった。EIA 補遺版についても同様の意見が出ている。その一方で建設工事は進められ、いまや開発以前のベースラインを取ることは不可能となった今となって、SEIC は生物多様性行動計画を策定するプロセスに着手している。フォーラムでも意見があったように、この行動計画の内容や質がどのようになるのか、また適切に実行されるのか分かなければ、JBIC としても十分な対策足りえるのか判断がつかないと思うが、財務省としてはどのように思われるかお聞きしたい。
5. 油流出の未然防止策については、JBIC 及び SEIC の主張は、「企業責任の範囲で対策を取っている」とのことであった。また北海道の漁業関係者も求めてきたような未然防止策のいくつかの具体案については、SEIC は「日露政府間で対応すべきこと」との姿勢である。重要なことは、誰がやる責任があるかを論じることより、どのようにすればそれが実現でき、十分な対策が取られるかと考える。そういう点では、JBIC という公的機関が支援を検討する以上、JBIC は当然のことながら、政府として最善の対策を整える責任があると考え、財務省のお考えをお聞きしたい。

議題 7. フィリピン・サンロケ多目的事業について

議題提案：国際環境 NGO FoE Japan 波多江秀枝

(1) サンロケ多目的ダム事業の国際協力銀行 (JBIC) による現地実査について

(背景)

JBIC は、同事業に関する環境モニタリングの一環として、JBIC の環境審査室および JBIC の委託する独立環境コンサルタントとともに、「現地環境調査」を年 2 回行なうことになっていると理解している。同事業については 2003 年に建設が終了、JBIC からの融資も 2005 年 1 月に完了しているが、土地補償の未支払い、砂金採取者の未補償など、多くの問題が地元では残されており、JBIC は返済期間中（約 10

年間）も、こうした問題を「現地調査」も行ないながらチェックしていくと言っている（2005 年 2 月 3 日付、財務省から岡崎トミ子参議院議員への回答文書）。

しかしながら、昨年 2006 年は 12 月に一度、現地実査が行なわれたのみで、今年に入ってからまだ一度も現地実査が行なわれていない。また、昨年一度行なわれた実査の中では、これまで何度か JBIC が事前にアレンジを試み、オブザーバーとして参加してきた「砂金採取者グループ」と事業者との話し合いも設定されないなど、実査内容も不十分であり、一段と疑問が残る形のものであった。

（質問）

1. 年 2 回の「現地実査」が 1999 年 9 月の融資決定の条件であったと理解しているが、現在、年 1 回しか行なわれていない。このように、融資決定時に作られたモニタリング体制が説明もないままに変更されていることから、今後及び他の JBIC の融資案件の環境モニタリングにおいても同様の状況が起きる（起きている）ことが懸念される。現在のサンロケダムのモニタリング体制に関する財務省のご認識を伺いたい。

2. 今後の現地実査では、再定住地の影響住民の生活状況という一部の環境社会問題のモニタリングではなく、より包括的なモニタリングを行なうため、自力移転者、また、砂金採取者についても、影響を受けた彼らの村を JBIC が直接訪れ、直接の面談を行なうなど、実査の内容を向上かつ充実させる必要があると考えるが、いかがか。また、そうした十分な実査を行なうには、そもそも、これまでのような「2 日間」という短い「現地訪問」では不十分であり、十分な期間を確保する必要があると考えるが、財務省はお考えを伺いたい。

（2）サンロケ多目的ダム事業・灌漑部門（アグノ川統合灌漑事業）への融資検討について

（背景）

現在フィリピンにおいて、政治・社会活動を理由に活動家やジャーナリストらが犠牲となる政治的殺害や強制失踪が後を絶たないため、日本の NGO から日本政府へも、幾度と無く、フィリピンの人権問題を指摘し、フィリピン政府に解決を促すよう要請してきた。さらに、ODA 大綱の援助実施 4 原則にもあるとおり、相手国における「基本的人権および自由の保障状況に十分注意を払」い、現時点でのフィリピンへの経済協力を見合わせるよう求めてきた。

しかしながら、今年 7 月 31 日に開催された日・フィリピン外相会談において、日本政府が現在のフィリピンにおける「基本的人権および自由の保障状況」について、一体、どのような認識を持ち、ODA 供与の決定を下したのか、まったく不透明な状況のまま、無償 2 案件の交換公文の署名と新たな有償（円借款）2 件のプレッジがなされた。この点については、NGO16 団体から 2007 年 8 月 10 日付で提出した「フィリピンへの日本の政府開発援助（ODA）の供与決定と日本による人権配慮の不透明性に関する申し入れ」（添付参考資料 1）の中で、日本政府の説明責任が求められている。

（質問）

3. 日本政府は、フィリピンの人権状況、つまり、「基本的人権および自由の保障状況について、どのような認識を持ち、今回の ODA 供与を決定したのか。フィリピンの人権状況が改善されたとお考えである

のか、財務省のご見解を伺いたい。

4. 現在、第 26 次円借款パッケージのうち唯一交換公文が行われていない「アグノ川統合灌漑事業」については、同事業に反対していた農民リーダーが暗殺されるなどの人権問題のほか、2006 年 2 月に NGO から日本政府に提出された要請書の中でも指摘されているとおり、さまざまな環境・社会問題が未解決のままである。日本政府は現在、融資を検討するにあたり、人権・環境・社会問題において、どのようなポイントが確保されるべきであるとお考えか、財務省のご見解を伺いたい。